

保育所等の利用相談の流れ

お子さまの状態に応じた安全・安心な保育を確保するため、医療的ケアが提供できる環境（看護師の配置状況、設備等）を考慮して保育所等を案内します。

まずは、宇城市子ども未来課へ事前に相談してください。

※入園は原則4月1日となります。前年の8月までに相談してください。

①事前準備

《お子さまの健康は安定していますか》

- ・健康状態が安定し、保育所等で集団生活が可能ですか。
- ・自宅で、保護者による医療的ケアが行われていますか。

《主治医への相談》

- ・保育所等の入園が可能か、どのような医療的ケア等が必要かをあらかじめ主治医に確認してください。



②事前相談（市子ども未来課 ※電話で要予約）

保育を必要とする家庭の状況やお子さまの生活の様子、医療的ケアの内容、利用したい施設などを聞き取り、手続きの流れや申し込みに必要な書類について説明します。

③保育所等の見学

（医療的ケアの実施が可能な施設をご案内します。）

④申込み（市子ども未来課）

医療的ケア実施申込書 や主治医意見書などの必要書類を提出していただきます。

⑤面談

市職員、保育所等の施設職員が保護者と面談を行い、申請書類をもとに、お子さまのことや保育所等での医療的ケアの手技などについて内容の確認を行います。医療的ケア児コーディネーターの同席も可能です。

⑥医療的ケア実施可否の通知を受領

医療的ケアの実施が可能であるとの通知が届きましたら、続いて入園申請を行ってください。

（入園後は）

- 主治医の指示書にもとづき、医療的ケアを看護師等が提供します。
- 保護者及び主治医等と連携しながら、安全な環境づくりに務めます。

【問い合わせ先：宇城市子ども未来課 保育支援係 ☎（0964）32-1404】